

5 建指第 4 5 7 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

各建築・住宅関係団体の長 様

愛知県建築局建築指導課長

建築基準法施行細則の一部改正について（通知）

このことについて、建築基準法施行細則を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお改正の内容は別紙のとおりです。

担 当 建築指導グループ（長橋、天野）

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 8 6 (ダイヤル)

建築基準法施行細則の一部改正の概要

1 改正の概要

建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正（2023年9月13日公布、2024年4月1日施行）に伴い、申請書の添付図書を定める。

2 改正の理由

既存の建築物の省エネ化を推進するため、政令の一部改正により、次の認定の制度が設けられることから、これらの申請の際に添付すべき図書を定めるため。

(1) 接道義務規定の適用除外に係る認定

増築等をする既存建築物について、特定行政庁の認定を受けた場合は、接道義務規定（建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。）を適用しないこととするもの

(2) 道路内建築制限規定の適用除外に係る認定

増築等をする既存建築物について、特定行政庁の認定を受けた場合は、道路内建築制限規定（建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。）を適用しないこととするもの

3 改正の内容

(1) 増築等をする既存建築物の接道義務規定の適用除外に係る認定（改正後の政令第137条の12第6項）の申請書の添付書類として、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、既存不適格調書等を定める。

(2) 増築等をする既存建築物の道路内建築制限規定の適用除外に係る認定（改正後の政令第137条の12第7項）の申請書の添付書類として、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、既存不適格調書等を定める。

4 施行期日

2024年4月1日

